

今後の税制改正はどうか？～法人税、消費税～

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

先月のコラムでは平成23年度税制改正大綱の改正案のうち特に個人に影響しそうな部分についていくつかお伝えしました。今回は法人税、消費税の改正案についてみていきたいと思えます。

法人税

大綱によると平成23年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率を引き下げるとしています(図表参照)。中小法人は年間の法人所得が800万円以下の部分は現行18%の租税特別措置法による税率が適用されていますが、この税率がさらに引き下げられ15%になります。この中小法人とは資本金の額が1億円以下の株式会社などをいいます。ただし資本金5億円以上の法人の100%子会社などは除かれます。15%の税率は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。本則税率も現行30%から25.5%、中小法人は年800万円以下の部分は22%から19%に引き下げられています。

減価償却制度も変わります。平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率を現行の定額法の償却率の2.5倍から2倍に変更するとしています。減価償却する全期間で見れば償却合計額は変わらないのですが、償却を行う初期において減価償却額が現行より少なく計上されます。たとえば、期首に250万円の車(新車、耐用年数6年)を購入し事業用とした場合、現行の償却率で計算した減価償却額は104万2500円ですが、改正後は83万5千円に下がります。大綱によると減価償却制度の償却速度を主要国並みにするための見直しであるようです。

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から欠損金の繰越控除制度も見直しされます。欠損金の繰越控除における控除限度額が、その繰越控除をする事業年度の控除前所得金額の8割に制限されます。なお中小法人などは現行のままです。また、欠損金の繰越期間が現行7年から9年に延長されます。これに伴い欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存をその適用要件とする措置などが講じられます。法人の帳簿書類は7年間の保存が義務付けられています。9年の繰越控除制度を利用するには帳簿書類を保存しておくべき期間が2年間長くなるので注意が必要です。

消費税

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

消費税の事業者免税点制度が大幅に変わります。これは法人と個人事業者に関する改正ですが、ここでは法人についてのみ述べます。現行では法人の場合、基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1000万円以下の事業者については消費税の納税義務が免除されます。改正案では、法人のその事業年度の前事業年度（前事業年度が7月以下でない場合）開始の日から6月間の課税売上高が1000万円を超える場合、事業者免税点制度を適用しないとしています。すなわち、このような場合には基準期間の課税売上高が1000万円以下でも消費税の課税事業者になるということです。なお、前事業年度の6月間の課税売上高に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとしています。給与等の等とはどのようなものを含めるのかなど、大綱ではこれらについての詳細な記載はありません。いずれにしても消費税の事業者免税点制度において前事業年度の6月間の課税売上高とともに給与等の支払い額の金額という新しい基準が創設されることになります。この改正は上記の事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用されます。

さらに、現行では課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れの税額の全額を仕入税額控除できる制度をあらため、その課税期間の課税売上高が5億円（1年に満たない場合は年換算）以下の事業者に限り適用します。この改正は平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用となります。

図表 法人税の税率表

	現行		改正案	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)

カッコ内は租税特別措置法による税率

※上記の改正内容は国会未承認のため、変更の可能性があります。意見にわたる部分はあくまでも私見です。実際の申告の際には個々の事情をふまえて、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願いいたします。